専決処分の報告及び承認を求めることについて

(島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

1 改正要旨

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に令和6年度から勤勉手当 を支給することとするもの。

2 改正内容

(1) 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部改正

会計年度任用職員に支給する勤勉手当の支給基準及び支給要件について 定める。

(2) 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正

基準日において育児休業を取得している会計年度任用職員についても基準日以前6月以内の期間に勤務実績がある場合は、勤勉手当の支給対象とする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日